

## 記入上の注意

1. この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

（また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。）

2. ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してください。

3. ⑨の欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。（なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。）

4. 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。

（1）本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。（無関係な欄は斜線により抹消してください。）なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。

（2）⑩の欄の「(1) 聴覚の障害」の測定結果は、過去3か月間において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを記入してください。

（3）⑩の(1)の欄の「聴力レベル」の算出方法は、次の方法により行ってください。

①「聴力レベル値」は、オーディオメータにより測定してください。

②「聴力レベル値」は、
$$\frac{a + 2b + c}{4}$$
により算出してください。

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| a : 周波数 | 500 ヘルツの音に対する純音聴力レベル値   |
| b : 周波数 | 1,000 ヘルツの音に対する純音聴力レベル値 |
| c : 周波数 | 2,000 ヘルツの音に対する純音聴力レベル値 |

（4）⑩の(1)の欄の「最良語音明瞭度」は、「聴力レベル」が90デシベルに満たない場合についてのみ検査成績を記入してください。

なお、最良語音明瞭度の検査は、オーディオロジー学会で定めた方法により行ってください。

（5）⑩の(1)の欄の「所見」は、聴覚の障害で障害年金を受給していない人に両耳の「聴力レベル」が100デシベル以上の診断を行う場合については、オーディオメータによる検査に加えて、聴性脳幹反応検査（ABR）等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査を行い、その結果（検査の方法及び検査所見）を記入してください。また、この診断書のほかに、その記録データのコピー等を必ず添えてください。

（6）⑩の(5)の欄の「Ⅱ 発音不能な語音」は、構音障害、音声障害又は聴覚障害による障害がある場合に、記入してください。発音に関する検査を行った場合は、その検査結果を「Ⅱ 発音に関する検査結果」欄に記入してください。

（7）⑩の(5)の欄の「Ⅲ 失語症の障害の程度」は、失語症がある場合に記載してください。失語症に関する検査を行った場合は、その検査結果を「Ⅲ 失語症に関する検査結果」欄に記入してください。必要に応じて失語症検査の結果表を添えてください。

5. 診断書の記載要領を日本年金機構のホームページに掲載していますのでご参照ください。

日本年金機構 診断書

検索



また、日本年金機構のホームページに掲載している Excel 形式の診断書様式を使用いただくとできます。